

京都市告示第 481号

公印を次のように定めます。

平成17年 3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	使用開始年月日	印 影	用 途
右京区役所京北出張所専用京都市右京区長印	平成17年4月1日	 18ミリメートル平方	右京区役所京北出張所において所掌する事務
右京区役所京北出張所専用京都市区長印	平成17年4月1日	 18ミリメートル平方	区役所市民窓口課，区役所支所市民窓口課及び区役所出張所（右京区役所京北出張所を除く。）において所掌する事務，右京区役所京北出張所において所掌する戸籍事務，住民基本台帳事務，印鑑登録事務，外国人登録事務，証明書等発行事務並びに区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
右京区役所京北出張所専用京都市長印	平成17年4月1日	 18ミリメートル平方	右京区役所京北出張所において所掌する事務のうち市長公印の押印が必要な事務
住民基本台帳カード専用京都市長印30号	平成17年4月1日	 6ミリメートル平方	住民基本台帳カードの表面記載事項の変更等に係る事務

(文化市民局市民生活部区政推進課)